

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために 提案する新たな措置の内容 (必須)	⑩特記事項 (任意)
98	北九州市	北九州市スマート シティ創造特区 ○スマートシティ・ イノベーション ・アシストツールの 介護現場等導入 促進のための実 証・実装 ～ロボット導入に よる作業効率化・ 負荷低減実証実験 を通じた標準基準 策定	北九州市内 ・北九州市若 松区ひびきの (北九州学術 研究都市) ・北九州市八 幡西区医生ヶ 丘(産業医科 大学) ・北九州市内 の工場および 介護施設、農 地、森林等の 作業現場	本市には、国内で唯一労働安全衛生に関する研究を行う産業医科大学、「社会ロボット具現化センター」を有する九州工業大学が立地し、ロボット技術に関する研究者が集積している。平成26年7月、上記の研究者、地域の企業、医療・介護施設等が連携し、「作業動作アシストツール職場導入支援研究会」を立ち上げ、地域の産業活力の強化に資するアシストツールの研究・開発が行われている。これらを活用し、アシストツールの職場導入プロセスを標準化(職場導入・活用を促進するマネージメントシステムを構築)するため、アシストツールを実際に北九州市内の工場、介護施設、農地等様々な作業現場で以下の実証を行う。 ①アシストツールのアシスト特性評価、②アシストツールの人体への影響評価 ③アシストツールの職場導入支援、④アシストツールの開発支援	◇現場での労働者の作業負荷の最適化を行い、高い技術を持つ中高年齢労働者の活動量増加と生産年齢の延長や女性の生産現場への進出を促すことにより、不足する生産現場での労働者を確保する ◇実証試験で得たデータの蓄積と活用を行い、労働者の作業負荷の最適化と職務再設計(職場環境の改善)することにより生産性が向上し、国内企業の国際競争力を維持・向上させる。 ◇最適な作業管理(労働安全衛生)を確保し、労働者の健康を守ることにより、健康寿命の延長、医療介護費を削減する	◇作業現場導入へのルールづくり(導入プロセスの標準化) ・アシストツール導入に関する標準手法やルールづくりが必要 ・使用者の健康を守るため(中高年齢者や女性の労働条件など)のルールが必要  ◇個人情報保護法(第2条、第23条) ・実証で得た個人情報の取扱い(第三者提供の本人の同意)	プロジェクトを実施する上で課題となる法令根拠等は特段存在しないが、アシストツールの導入に関するルール(法令根拠等)がないため、作業現場が導入して良いか悪いかの判断がつきにくく、作業現場での研究開発や実証・導入が進まない。  個人情報保護法(第2条、第23条)	◇作業現場導入へのルールづくり(導入プロセスの標準化) アシストツールの作業現場導入標準手法・アシスト特性評価手法を確立し、労働安全性に関する指標、試験方法・評価方法や手順をルール化する。  ◇個人情報保護法(第2条、第23条) 本プロジェクトにおけるアシストツールの研究開発に限り、実証で得た個人情報の共同利用に係るルールを策定し運用する。	
	北九州市	北九州市スマート シティ創造特区 ○スマートシティ・ イノベーション ・アシストツールの 介護現場等導入 促進のための実 証・実装 ～新たな施設運営 基準に基づく社会 実装	北九州市内	人口減少・超高齢社会に対応した指定介護老人福祉施設等の新たな運営基準等の策定に向けた社会実装の実施	高齢化率の上昇、必要な介護職員の増加、腰痛問題等の介護現場の国家的課題の解決に向けた方策の一つとして、国は介護ロボットの市場拡大を目指すこととしている。 政令市で最も高齢化が進む本市において、「介護現場の作業分析」及び「ロボット導入による作業効率化・負荷低減実証実験」を通じて導き出された「ロボットの活用等による新たな施設運営基準」に基づく社会実装を実施し、作業の効率化と介護サービスの質の維持・向上の両立が図られることを検証することで、人口減少・超高齢社会に対応した新たな施設の運営のあり方を示す。	指定介護老人福祉施設等のサービスに従事する従業者及びその員数、要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇等について「厚生労働省令で定める基準に従い条例で定める」とされている。	介護保険法第88条第3項	国家戦略特区事業として実施する場合に限り、上記の基準についても「厚生労働省令で定める基準に従い定める」のではなく、その他の施設基準と同様に「厚生労働省令で定める基準を参酌」し、市が条例で定めることを認めていただきたい。	
	北九州市	北九州スマートシ ティ創造特区 ○スマートシティ・ イノベーション ・飛行型ロボット による環境観測、 インフラ点検等実 証	①福岡県北九 州市若松区ひ びきの(北九 州学術研究都 市) ②福岡県北九 州市八幡東区 (橋梁) ③福岡県北九 州市八幡西区 (トンネル)等	本市には、鉄鋼・化学等の素材系工業向けにプラントの非破壊検査を行う企業が集積しており、現在はその技術力を活かし公共インフラ点検向けの技術開発が行われている。開発・実証を加速するため下記のプロジェクトを提案する。 ①複数台の飛行型ロボットを用いた編隊飛行による観測実証プロジェクト ②バルーンとマルチコプターを組み合わせたハイブリッド飛行型ロボットでの高高度空撮実証プロジェクト ③飛行型ロボットにより橋梁・トンネルなどの構造物に走行車輪を押し付けて、接触、車輪駆動による移動を行ない、近接目視、打音検査等の調査を実施する実証プロジェクト	国においては「ロボット新戦略」をとりまとめ、ロボットの実社会における活用を拡大していくため、規制緩和、ルール整備の両方の観点から規制・制度改革を推進するとしている。具体的には、ロボットに関する電波システム(電波法)、無人飛行型ロボットに関するルール(航空法等)、公共インフラ、産業インフラ維持・保守におけるロボット活用方法等について検討を進めていくこととしている。 今回の提案プロジェクトは、現在、地域の企業や学術機関が取り組んでいる飛行型ロボットの研究開発をもとに「スマートシティ創造特区」での実証を行いその成果を「ロボット新戦略」の取組みに活かし日本におけるロボット革命実現に資するものである。 とりわけ、インフラ点検については、高度成長期に建設されたインフラの老朽化、熟練技術者の減少などの状況においてロボットの活用が期待されており、状況に直面する都市において実証を行い、活用策を検討、普及を図りたいと考えている。	航空法： 無人飛行体を飛行させる場合は高度150mまたは250m未満の空域である必要がある。  電波法： 空中線電力が20mWに制限。  道路法施行規則：「トンネル等」の点検は、トンネル等の点検を適正に行なうために必要な知識及び技能を有する者が行なうこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行なうこと	航空法施行規則209条の3、209条の4  電波法第4条第3号、電波法施行規則第6条第4項第2号、電波法施行規則第6条第4項第2号の規定に基づく特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力別表3  道路法施行規則 第4条の五	航空法： 一定の条件のもと、飛行型ロボットの飛行高度を緩和する。  電波法： 遠隔操作や複数台の飛行等の実証のため、空中線電力の出力を1Wまで緩和する。  道路法： 目視等の人間を前提とした点検作業における飛行型ロボット活用に関するルールづくりを行なう。	

管理番号 (事務局 記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために 提案する新たな措置の内容 (必須)	⑩特記事項 (任意)
	北九州市	北九州スマートシティ創造特区 ○都市まるごと輸出 ・インフラメンテナンスに従事する外国人材を受け入れるための新たな在留資格の創設	北九州市内	メンテナンス分野に強みを有する北九州市内企業等において、我が国のインフラシステムを現地に管理・運営する人材を育成するとともに、計画的なメンテナンスによる長寿命化や、施設の機能を効率的に活用できる高度外国人材を育成し、都市まるごと輸出を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巨大市場であるアジアのインフラ市場における国際競争に打ち勝つため、アジア諸都市の外国人材を受け入れ、インフラシステムの管理・運用を担う高度人材として育成し、帰国後、現地で活躍することで、日本のインフラシステムを継続的に輸出する戦略を実現させる。</li> <li>・本件措置によって、メンテナンスを行う総合技能者を育成し、日本のインフラシステムを現地で管理・運営するローカルマネージャーを育成することが可能となる。</li> <li>・この取組によって、北九州市の企業が持つインフラシステムの普及に貢献するとともに、メンテナンスを継続的にマネジメントする人材を輩出することにより、相手国のニーズや経済規模に合わせたビジネスを提案することが可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項の規定及び別表により、在留資格が定められているが、インフラメンテナンスに従事する外国人材を受け入れ、育成するために適当な在留資格がない。</li> <li>・本件措置は、アジア諸都市でインフラメンテナンスに従事する人材を、メンテナンス分野に強みを有する北九州市内企業等に受け入れ、働きながら技術修得を行い、「現場管理者レベル」に引き上げることを目的としている。</li> <li>・そのためには、基礎実習3年程度、多能工実習3年程度、現場管理実習1年程度の計7年程度の期間が必要と考えており、活動内容及び在留期間において、「技能実習」の在留資格では対応できないと考えている。</li> </ul>	出入国管理及び難民認定法(在留資格及び在留期間) 第2条の2第2項 同別表第一	メンテナンス分野に強みを有する北九州市内企業等において、我が国のインフラシステムを現地に管理・運営する人材を育成するための新たな在留資格「(仮称)インフラシステム」を創設し、7年程度の在留期間において、働きながら技術修得を行うことを可能とする。	
	北九州市	北九州市スマートシティ創造特区 ○CCRC実証拠点 ・アクティブシニア・ハローワーク(仮称)の試験的実施	北九州市内	高年齢者の雇用促進を目的とした「アクティブシニア・ハローワーク(仮称)」を試験的に実施するため、シニア層(50歳代以上を想定)に限定した職業紹介を行う。	人口減少・超高齢社会においては、高齢者ができるだけ長く社会活動に参加し、自らの希望する豊かな生活を送ることのできる環境の整備が不可欠である。そのため本市は、本市で生まれ育った後、大学入学・就職等で首都圏に居住する方や、転勤等により本市での生活を経験した方などを対象として、「北九州版CCRC」モデル実証事業として、アクティブシニアの移住促進に取り組むこととしている。本提案の「アクティブシニア・ハローワーク(仮称)」の試験的実施が可能となれば、移住者の方々の経験や技術を活かした「しごと」への希望と地元企業等とのマッチングシステムの構築が可能となり、取り組みの促進及び社会的な課題となっている高年齢者の雇用が促進されるとともに、労働市場における人手不足解消も図られる。	現在の雇用対策法では、「事業主は、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならない」と規定されており、原則年齢制限を設けることができない。その例外として雇用対策法施行規則第1条の3ニにおいて、高年齢者の雇用の促進を目的とした60歳以上の労働者の募集及び採用については例外が設けられているが、50歳代では年齢制限を付した求人票を受け付けてもらえないため、50歳代を対象とした求人がどれなのか分からず、結果として移住先での雇用が進みにくいことが予想される。なお、高齢者への職業紹介については、シルバー人材センターの活用も考えられるが、同センターは正規雇用、長期雇用を前提としていないため、求職者の需要に十分に対応できていない。	雇用対策法第10条、雇用対策法施行規則第1条の3ニ	雇用対策法施行規則第1条の3ニで規定されている年齢制限を現行の「60歳以上」から「50歳以上」まで引き下げる。	

管理番号 (事務局 記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために 提案する新たな措置の内容 (必須)	⑩特記事項 (任意)
	北九州市	北九州市スマート シティ創造特区 ○CCRC実証拠点 ・空き家を無償譲 渡(低額での譲渡 も含む)した場合の 贈与税の免除	北九州市内	空き家を無償譲渡(低額での譲渡も含む)した 場合の贈与税の免除。(租税特別措置法第40 条への追加)	北九州市への元気な高齢者の移住を促進。国 の進める日本版CCRCの推進に寄与。 さらに、社会的な課題となっている空き家対策 にも寄与	現行制度では、空き家を無償譲渡しようと しても、受贈者側には不動産評価額に対し て贈与税がかかるため、実質的に無償と はならない。	租税特別措置法第40条 への追加。	シニアを中心とする移住 を促進するという政策目 的に合致する空き家の取 得については、租税特別 措置法第40条を適用し、 贈与税を免除、あるいは 税額控除等の制度を新設 する。	
	北九州市	北九州市スマート シティ創造特区 ○“知”の創造拠点 ・公道での自動走 行の技術実証を行 うための規制緩和	北九州市内 ・福岡県北九 州市若松区ひ びきの(北九 州学術研究都 市)等	H26年5月、北九州学術研究都市の3大学(九 州工業大・北九州市立大・早稲田大)により「自 動運転・安全運転支援総合研究センター」を設 立。完全自動走行車の開発を目指し、35名の研 究者が人工知能、画像計測、ミリ波計測など完 全自動運転に寄与する技術の開発に取り組ん でおり、下記の実証を行う。 ①公道での自動走行実証(超小型EV、清掃車 等)、②駐車場と建物間での自動走行実証、③ 自動運転車の隊列走行実証、④公道での搭乗 型移動支援ロボットの実証 ※①～③の実証は、完全自動走行システム(レ ベル4)を目指す	①内閣府SIP(戦略的イノベーション創造プログ ラム)等で進められている自動走行(自動運転) システムの研究開発を推進、事故や渋滞を削 減、移動の利便性の向上に資する。また、地域 のコミュニティ交通システムの進展にもつな がるものである。 ②「ロボット新戦略」で進められているロボットの 実社会における活用を拡大していくための規制 緩和、ルール整備の両方の観点からの規制・制 度改革の推進に資する。	<p>道路交通法: 現在は運転者の搭乗と運転 者がいつでもハンドルを操作できる状態で 実証しなければならない。</p> <p>道路運送車両法: 道路運送車両の保安基 準 自動車のかじ取り装置は、運転者の保 護に係る性能に関し告示で定める基準に 適合しなければならない。 「搭乗型移動支援ロボット」の公道実証 は、道路運送車両の保安基準に適合しな ければならない。</p> <p>JIS(遠隔操縦): 無線走行車の速度は時速 7kmを超えてはいけない。</p>	<p>道路交通法 第70条 安 全運転義務</p> <p>道路運送車両の保安基 準第11条の告示で定める 基準</p> <p>JIS(日本工業規格)A 8408遠隔操縦の安全要 求事項4.11.1</p>	<p>必要な安全措置を講じた うえで、運転者の搭乗と 運転者がハンドルに手を かけた状態での実証条件 の緩和や隊列自動運転 や駐車場からの出入り 等、無人による実証の認 定。</p> <p>・必要な安全措置を講じ たうえで、道路運送車両 法の保安基準の緩和。 ・搭乗型ロボットについて 原動機の定格出力に応じ て「小型特殊自動車」また は「原動機付き自動車」に 分類しロボットが道路運 送車両法上の保安基準を 満たせるよう基準を緩和 ・自動運転車、搭乗型ロ ボットの実験を可能とする 「道路使用許可」の取扱 い基準の通達発令。</p> <p>必要な安全措置を講じた うえで、実証時の無線走 行車の速度規制を緩和。</p>	

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦ 「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧ 「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨ 「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために 提案する新たな措置の内容 (必須)	⑩特記事項 (任意)
	北九州市	北九州スマートシティ創造特区 ○BCP拠点(低災害リスク) ・農業振興地域における農地転用の許可基準の緩和	北九州市内 (小倉南区長野本町ほか)	農業振興地域における農地転用の許可基準の緩和 (物流関連施設の集積)	東九州自動車道の開通を契機に、東九州地域の産業・経済の発展に寄与する物流拠点を形成するため、東九州道の起点であり、海上輸送、航空輸送のポテンシャルの高い北九州市内の高速インター隣接地に物流関連企業の集積が可能な産業団地を新設。	「農地の転用の不許可の例外」については、農地法施行規則第35条で、高速自動車国道等の出入口付近(周囲おおむね300m以内の区域)で、流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設のみに制限されている。	農地法施行令第10条、農地法施行規則第35条	農地法施行規則第35条第4号に規定されている「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設」に「道路貨物運送業」・「倉庫業」・「運輸に附帯するサービス業」・「卸売業」(企業立地促進法に基づく指定集積業種に含まれる業種)に関する施設を追加するとともに、同4号ロにおける許可区域をインターチェンジの周囲おおむね300m以内の区域からおおむね1000m以内の区域に緩和。 〔具体的に追加を想定する施設:加工や組立などを伴う配送センターなど〕	